

浜松市春野文化センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市春野文化センター条例（平成17年浜松市条例第254号。以下「条例」という。）で規定する浜松市春野文化センター（以下「センター」という。）の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 浜松市春野文化センター条例施行規則（平成18年浜松市規則第113号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する施設の利用の許可を受けようとする者とは、15歳以上（ただし中学生を除く）の個人又は団体の代表者をいう。

(事務の取扱時間)

第3条 利用許可の申請、生涯学習関係団体の認定申請、利用許可の変更申請、使用料の納付、使用料還付の申請の申請の申請の申請及びこれらに準じる事務は、午前9時から午後5時において取り扱う。

2 休館日にあつては、前項の事務を取り扱わない。

(生涯学習関係団体の認定)

第4条 別表1に掲げる団体については、条例別表1の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

2 前項に規定するもののほか、規則第4条の2の規定により認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、生涯学習関係団体認定（更新）申請書（様式第1号）に生涯学習関係団体調書（様式第2号）、団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、センターに申請しなければならない。

3 市長は、第2項に規定する申請書の提出があつたときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めるときは、生涯学習関係団体認定簿（様式第3号）に登録するとともに、その旨を認定申請者に生涯学習関係団体認定結果通知（様式第4号）により申請書を受け付けた日から30日以内に通知する。

(1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、教育、文化及び社会体育等の生涯学習活動を行うことを主たる目的とすること。

(2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。（団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであつてはならない。）

(3) 団体独自の経理を有し意思決定が行われること。

(4) 規約又は会則を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア 団体の名称

イ 団体の目的・活動・事業

ウ 団体の所在地

エ 構成員の資格要件（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）

オ 役員名及びその任期並びに選出方法

カ 団体の意思決定に関する事項（意思決定方法）

キ 会計・会費・監査に関する事項

（５）１５歳以上の社会人を含む５名以上で構成される団体で、特定の企業の従業者のみでないこと。

（６）定期的・継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月１回程以上活動する団体）であること。

（７）団体の名称は、生涯学習関係団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

（８）地域の生涯学習事業に協力的であること。

（認定の有効期間）

第５条 生涯学習関係団体（別表１に掲げる団体を除く。）の認定の有効期間は５年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

２ 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の２月前から有効期間満了日までの間に、生涯学習関係団体認定（更新）申請書（様式第１号）をセンターに提出しなければならない。この場合において前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（生涯学習関係団体調書記載事項の変更）

第６条 生涯学習関係団体の認定を受けた者が届け出た生涯学習関係団体調書（様式第２号）の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく生涯学習関係団体調書記載事項変更届（様式第５号）をセンターに提出しなければならない。

２ 生涯学習関係団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、生涯学習関係団体認定取消届（様式第６号）をセンターに提出しなければならない。

（認定の取消）

第７条 市長は、生涯学習関係団体が前条第２項に定める届を提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、生涯学習関係団体認定簿（様式第３号）から削除するとともに生涯学習関係団体認定取消通知（様式第７号）により速やかに通知する。

（１）第４条第３項各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。

（２）虚偽の申請によって認定を受けたとき。

（３）施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

（利用許可の申請等）

第８条 規則第２条第２項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、別表２（免除団体）及び別表３（減額団体）に掲げる団体が利用許可の申請をする場合で、センター管理者がセンターの利用状況を考慮し、支障がないと認めるときをいい、

規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定を準用する。ただし、別表 3 に掲げる団体のうち市内の小中学校の部活動においては、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合のほか、センター管理者がセンターの利用状況を考慮し、支障がないと認めるときは規則第 2 条第 2 項に規定する申請時期を変更することができる。

(利用回数の制限)

第 9 条 生涯学習関係団体が利用しようとする日の属する月の 2 月前の月に利用許可の申請ができる回数は 4 回までとする。ただし、センター管理者がセンターの利用状況を考慮し、センターの利用に支障がない又は支障があると認めるときはこの限りでない。

(利用許可の変更)

第 10 条 規則第 4 条に規定する変更とは、規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する利用しようとする日の 10 日前(以下「還付限界日」という。)までの利用許可施設、利用日時の変更をいう。ただし、還付限界日を過ぎた場合でも、同一利用日内での還付を伴わない変更はできるものとする。

(使用料の減免)

第 11 条 規則第 6 条第 1 項に規定する各号に掲げる場合とは、別表 2、別表 3 に掲げる団体が利用する場合をいう。

- 2 前項に規定する場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合の使用料を、市長が定める額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 12 条 規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する利用者の責めに帰することができないと認める理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 地震の発生等の災害により地域に被害が発生したとき。
- (2) 大雨警報、東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき。
- (3) 施設及び設備の損壊等、センターのやむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるものに順ずる状況になったとき。

(様式)

第 13 条 施設の利用許可に関する様式は次のとおりとする。

- (1) 施設利用許可申請書 様式第 8 号
- (2) 施設利用許可書 様式第 9 号
- (3) 施設利用許可取消・変更届 様式第 10 号
- (4) 使用料減免申請書 様式第 11 号
- (5) 使用料還付申請書 様式第 12 号
- (6) 施設利用受付表 様式第 13 号

(細則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月21日から施行する。ただし、第11条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、規定の施行の日以後の利用に係る使用料の減免について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条・第5条関係）

認定を要しない生涯学習関係団体（指定団体）は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。
2	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。
3	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。
4	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。
5	財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	財団法人浜松市体育協会は含まない。 オ 地区の種目別組織及び父兄の活動も含む。 カ 単位組織も準じる。
6	浜松市中学校文化連盟及び浜松市 小学校文化連盟	
7	浜松市青少年健全育成会連絡協議 会及び市内の中学校区青少年健全 育成会	
8	市内の保育園・幼稚園・小中学校 及び高等学校などのPTA	高等学校などにあっては市内在住者からなる地 区会も準じる。
9	ユネスコ協会	
10	総合型地域スポーツクラブ	

別表2（第8条・第11条関係）

使用料を全額免除する団体（免除団体）は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	浜松市自治会連合会並びに地区自治会連合会	（規則第6条第1項第3号）自治会連合会（自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）の連合体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合
2	地区コミュニティ協議会	（規則第6条第1項第4号）地区コミュニティ協議会（地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）が利用する場合

別表3（第8条・第11条関係）

使用料を生涯学習関係団体と同額に減額する団体は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要	摘 要
1	身体障害者、知的障害者、 精神障害者の団体	身体障害者、知的障害者等 の施設の利用に伴う観覧 料等の減免手続きの取り 扱いに関する要綱により 認定された団体	（規則第6条第1項第1号） 市長が別に定めるところに より認定する身体障害者、知 的障害者、精神障害者又は高 齢者の団体が利用する場合
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に 伴う観覧料等の減免手続 きの取り扱いに関する要 綱により認定された団体	
3	市内の各町自治会		（規則第6条第1項第2号） 自治会が利用する場合
4	市内の地区社会福祉協議 会		（規則第6条第1項第4号） 全市域又は地域社会におい て、市の施策と一体となって 地域福祉の向上又は地域の 安心若しくは安全に取り組 んでいる団体のうち市長が 別に定めるものが利用する 場合
5	浜松市遺族会	地区支部も含む	
6	浜松市自主防災隊連合会	地区連合会を含む	
7	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの	
8	警察署地域安全協議会及 び交番連絡会	活動範囲に浜松市内を含 んでいる団体	
9	浜松市保護司会	区保護司会を含む	
10	浜松市民生委員・児童委員 協議会	区協議会、地区協議会を含 む	
11	浜松市人権擁護委員連絡 協議会及び浜松人権擁護 委員協議会		
12	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む	（規則第6条第1項第5号） 市民の福祉の向上又は市民 の安心若しくは安全に係る 法令等に基づき設置され、又 は活動している組織で市の 施策と一体となって活動し ているもののうち市長が別 に定めるものが利用する場 合
13	浜松市水防団	分団を含む	
14	浜松市スポーツ推進委員 連絡協議会	区スポーツ推進委員連絡 協議会を含む	
15	市内の小・中学校の部活動	集会場兼体育室に限る	（条例第9条）その他特別の 理由があると認める場合
16	市内の婦人会	類する団体を含む	

回 議	下記の申請を受理し、認定（更新）します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第1号（第4条・第5条関係）

平成 年 月 日

生涯学習関係団体認定（更新）申請書

（あて先）浜松市長

申請者 住所又は所在地

団体名称

代表者氏名

浜松市春野文化センター条例施行規則第4条の2の規定に基づき、生涯学習関係団体の（登録・更新）認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 添付書類
 - （1）生涯学習関係団体調書
 - （2）団体の会則又は規約
 - （3）収支予算書及び事業計画書
 - （4）役員名簿及び会員名簿

様式第2号(第4条・第6条関係)

生涯学習関係団体調書

フリガナ 団体名				
住所又は 所在地	〒		(事務所) TEL FAX	
代表者	役職名		フリガナ 氏名	
	自宅TEL (携帯) FAX	()	勤務先 TEL	
連絡先 (代表者と異なる場合)	住所	〒		
	フリガナ 氏名		TEL (携帯) FAX	()
	勤務先		勤務先 TEL	
会員数	人(うち市内在住・在勤 人)			
団体の 活動内容				
主な 利用目的				
活動日				
会費	1ヶ月 円 又は 年間 円(会員1人当たり)			
入会条件	有・無 (有の場合記入)			

様式第3号(第4条・第7条関係)

生涯学習団体認定簿

団体名	代表者氏名 住所 電話番号 (連絡先氏名 住所 電話番号)			活動内容
	〒			
	(〒)	

様式第4号(第4条関係)

平成 年 月 日

生涯学習関係団体認定(更新)結果通知

(団体名) 様

浜松市長
(浜松市春野文化センター扱い)

平成 年 月 日付けで申請のあった生涯学習関係団体認定(更新)の結果について、次のとおり通知いたします。

認定(更新)結果	可 ・ 否	
フリガナ 団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	TEL	
認定年月日	平成 年 月 日	
認定の有効期間	平成 年 月 日まで	
(否の場合) 理由		

回 議	下記の届出を受理し、変更します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第5号(第6条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

生涯学習関係団体調書 記載事項変更届

フリガナ 団 体 名					
住所又は 所在地	〒			(事務所) TEL FAX	
代表者	役職名		フリガナ 氏 名		
	自宅TEL (携帯) FAX	()		勤務先 TEL	
連絡先 (代表者と異 なる場合)	住 所	〒			
	フリガナ 氏 名		TEL (携帯) FAX	()	
	勤務先		勤務先 TEL		
団体の 活動内容					
変更日 及び 変更内容	平成 年 月 日				
届出者	住 所				
	氏 名				
	電話番号				

回 議	下記の届け出を受理し、認定を取り消します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第6号(第6条関係)

平成 年 月 日

生涯学習関係団体認定取消届

(あて先) 浜松市長

届出者 住所又は所在地

団体名

代表者氏名

電 話

浜松市春野文化センター管理要綱第6条第2項の規定に基づき、生涯学習関係団体の認定を取消したいので、下記により届け出ます。

記

1 取消年月日 平成 年 月 日

2 取消理由

(1) 解散

(2) その他 []

様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

生涯学習関係団体認定取消通知

（団体名） 様

浜 松 市 長
（浜松市春野文化センター扱い）

浜松市春野文化センター管理要綱第7条により生涯学習関係団体認定を取り消し、次のとおり通知いたします。

フリガナ 団 体 名		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
認定取消年月日	平成 年 月 日	
取消理由		

回 議	下記の申請を受理し、利用を許可します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第 8 号

平成 年 月 日

浜松市春野文化センター利用許可申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は所在地 〒

(フリガナ)

名 称 _____

(フリガナ)

代表者氏名 _____

電話番号(連絡先) _____

浜松市春野文化センター条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用日時	平成 年 月 日 () 時から 時 分まで		
利用施設	集会場兼体育室(全部・舞台・体育室・2階観覧席)		
	和室(A21畳・B15畳) ロビー		
	集会場兼体育室の冷暖房使用 有(: ~ :)・無		
利用目的 及び内容			
利用人員	人		
利用責任者 (代表者と異なる場合)	フリガナ		TEL
	氏 名		(携帯)
	住 所	〒	
備 考			

様式第9号

平成 年 月 日

浜松市春野文化センター利用許可書

(申請者) 様

浜 松 市 長
(浜松市春野文化センター扱い)

平成 年 月 日付けで申請のあった浜松市春野文化センターの施設の利用について、次のとおり許可します。

申請者	住所又は所在地	
	名称及び 代表者氏名	
利用日時		
利用施設		
利用目的及び内容		

回 議	下記の届け出を受理し、利用の許可を取消・変更します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第10号

平成 年 月 日

浜松市春野文化センター利用許可取消・変更届

(あて先) 浜松市長

届出者 住所又は所在地 〒

名 称

代表者氏名

電話番号(連絡先)

浜松市春野文化センター条例施行規則第4条の規定に基づき、施設の利用許可の取消・変更を申し出ます。

利 用 許 可 の 内 容	利用日時	平成 年 月 日 () 時から 時 分まで
	利用施設	集会場兼体育室(全部・舞台・体育室・2階観覧席) 和室(A21畳・B15畳) ロビー
		集会場兼体育室の冷暖房使用 有(: ~ :)・無
	利用目的 及び内容	
利用人員	人	
取消・変更 の内容		

回 議	下記の申請を受理し、使用料を減免します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第 1 1 号

平成 年 月 日

浜松市春野文化センター使用料減免申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は所在地 〒

(フリガナ)

名 称

(フリガナ)

代表者氏名

電話番号(連絡先)

浜松市春野文化センター条例施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

組織(団体)の 活動内容			
主な 利用目的			
減免理由	1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体 2. 自治会 3. 自治会連合会 4. 地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体 5. 設置または活動が、市民福祉や市民の安全の向上に関わる法に基づいた組織 その他()		
連絡先 (代表者と異なる場合)	フリガナ 氏 名		T E L (携帯)
	住 所	〒	

回 議	下記の申請を受理し、使用料を還付します。				
	起案 平成 年 月 日	所 長	副所長	グループ長	担 当
	決裁 平成 年 月 日				

様式第12号

平成 年 月 日

浜松市春野文化センター使用料還付申請書

(あて先) 浜松市長

届出者 住所又は所在地 〒

名 称

代表者氏名

電話番号(連絡先)

浜松市春野文化センター条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、使用料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用予定日 平成 年 月 日

2 利用予定施設 集会場兼体育室(全部・舞台・体育室・2階観覧席)、和室

3 利用することができなくなった理由(該当項目に 印)

ア 地震の発生等の災害により地域に被害が発生したとき。

イ 大雨警報、東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき。

ウ 施設および設備の損壊等、センターのやむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

エ 上記に順ずる状況になったとき。

(状況:

)

施設利用受付表

施設名		日					
		時間 / 利用者					
集会場兼体育室	舞台						
	体育室						
2階観覧席							
和室 A							
和室 B							
ロビー							